

喜茂別町職員の 子育て支援に関する行動計画

(平成27年度～平成31年度)

—特定事業主行動計画—



計画策定者

喜茂別町長・喜茂別町議会議長

喜茂別町教育委員会・喜茂別町農業委員会

目 次

I	総 論	・・・・・・・・ 2
	1 基本的な考え方	
	2 計画期間	
	3 推進体制	
II	具体的な内容	
	1 育児休業制度、妻の出産時における父親の特別休暇制度、 子どもの看護休暇制度等の諸制度に関連する事項	・・・・・・・・ 3
	(1) 各種制度の周知徹底	
	(2) 妊娠中及び出産後における配慮	
	(3) 育児休業及び部分休業を取得しやすい環境の整備	
	(4) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援	
	(5) 妻の出産時における父親の特別休暇等の取得の促進	
	(6) 子どもの看護休暇等の取得の促進	
	2 制度関連以外の事項	・・・・・・・・ 4
	(1) 年次有給休暇の取得の促進	
	(2) 時間外勤務の改善の促進	
	(3) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識の是正	
	(4) 子育てをする職員を支援するための取組	
	3. その他の次世代支援対策に関する事項	・・・・・・・・ 5
	(1) 子育てバリアフリー	
	(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動	
	(3) 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援	
	(4) 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備	
	(5) 学習機会等の提供による地域の教育力の向上	

I. 総 論

1 基本的な考え方

我が国における急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境整備を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法に基づき、国の省庁、地方公共団体や企業等は、事業主としての立場から次世代育成支援のための行動計画を策定し、平成17年度から平成26年度までの10年間にわたって、集中的・計画的な取組を推進してきました。その結果、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が進められてきましたが、依然として少子化の流れが続き、次世代育成支援対策への取組を更に充実させる必要があることから、法の有効期限を10年間延長する等の内容を盛り込んだ、法の一部改正が行われました。

本町では、職員を雇用する事業主として、平成17年度から平成26年度までの10年間の視野に入れた「喜茂別町職員の子育て支援に関する行動計画」を策定し、職員の仕事と子育ての両立支援などの取組を進めてきました。

このたびの法改正に伴い、国から示された「行動計画策定指針」に掲げられた基本的視点を踏まえ、また、これまでの行動計画をベースにしながら、法の有効期限の延長にあわせ、「喜茂別町職員の子育て支援に関する行動計画」を延長し、すべての職員が次世代を担う子どもたちの健やかな育成を自分自身にかかわることと捉え、より一層、子育てしながら働きやすいと実感できる職場環境の実現に向けて引き続き取り組んでいきます。

行動計画策定指針における特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

- (1) 職員の仕事と生活の調和の推進という視点
- (2) 職員の仕事と子育ての両立の推進という視点
- (3) 機関全体で取り組むという視点
- (4) 機関の実情を踏まえた取組の推進という視点
- (5) 取組の効果という視点
- (6) 社会全体による支援の視点
- (7) 地域における子育て支援の視点

2 計画期間

法改正に伴い、法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されましたが、この計画は、その前半の期間である平成27年度から平成31年度までの期間を計画期間とします。

前期計画	平成27年度～平成31年度
後期計画	平成32年度～平成36年度

3 推進体制

本計画を着実に推進するため、労働安全衛生委員会において本行動計画の円滑な実施、達成状況の点検等を行い、計画の見直し等を図ります。

また、次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施します。

Ⅱ. 具体的な内容

1 育児休業制度、妻の出産時における父親の特別休暇制度、子どもの看護休暇制度等の諸制度に関連する事項

(1) 各種制度の周知徹底

- ・本計画の円滑な推進に向けて職場全体で取り組んでいくため、本計画や子育て支援に関する各種制度について周知徹底を図ります。
- ・妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続の説明を行います。
- ・新規採用時の研修において育児休業制度等の説明を行います。

(2) 妊娠中及び出産後における配慮

- ・妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。
- ・妊娠中の職員には本人の希望に応じて、時間外勤務を原則として命じないこととします。



(3) 育児休業及び部分休業を取得しやすい環境の整備

- ・育児休業等の取得の申し出があった場合、業務分担の見直しを行い対応していくとともに業務遂行が困難な場合は任期付採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図ります。
- ・管理職会議等において担当部署から定期的に育児休業等の制度について周知を行い、職場における育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成を図ります。

(4) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ・個別に復帰支援プログラムを策定し、復職時に OJT 研修を実施するなど円滑な職場復帰が図られるよう努めます。
- ・育児休業を取得中の職員で、希望する職員に対しては業務に関連する資料等の送付を行います。

(5) 妻の出産時における父親の特別休暇等の取得の促進

- ・妻の出産時に特別休暇（3日の範囲内の期間）取得の促進を図るとともに、年次有給休暇と合わせ、5日間程度の休暇の取得促進を図ります。

- ・妻の出産予定日8週間前の日から出産後8週を経過するまでの間に、小学校入学前の子の養育のため勤務しないことが相当であるときの特別休暇（5日の範囲内の期間）の取得促進を図ります。
- ・出生予定日等には会議や行事等を担任させないなど部内での調整を図り、休暇が取得しやすい環境づくりを進めます。

(6) 子どもの看護休暇等の取得の促進

- ・子どもの看護休暇の取得を希望する職員が100%取得できる環境を整備するとともに、対象や取得可能日数の拡大について検討します。

2 制度関連以外の事項

(1) 年次有給休暇の取得の促進

子育てをする職員が、子どもの学校行事等の際に休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。

- ・各部署において、職員の計画的な年次休暇の取得の促進を図ります。
- ・職員が安心して年次休暇を取得できるよう、事務処理の相互応援ができる体制を整備します。
- ・子どもの予防接種実施日や授業参観日などにおける年次休暇の取得促進を図ります。
- ・ゴールデンウィークやお盆期間における行事等の自粛を行うとともに、職員が国民の祝日や夏季休暇と合わせた連続休暇の取得ができるよう働きかけを行います。

これらの取り組みを通じて職員一人当たりの年次休暇平均消化率70%以上の達成に努めます。

(目標達成年度：平成31年度)

(目標基準年度：平成26年度 43.6%)



(2) 時間外勤務の改善の促進

職場における恒常的な時間外勤務は、子育てをする職員にとって大きな負担となることから、時間外勤務縮減の意識啓発を徹底します。

- ・子育てをする職員の深夜勤務（午後10時から翌日の5時までの間の勤務）や時間外勤務の制限について徹底します。
- ・新規業務が生じる中で、時間外勤務を縮減するために、既存業務についての見直しを的確に行い、事務の簡素・効率化に努めます。

- ・所属長は、率先して早期退庁するとともに、定時以降の会議や打合せを控えるなど、職員が早期退庁しやすい環境づくりに努めます。
- ・所属長は、事務処理が効率的に行われるようリーダーシップを発揮するとともに、所属職員の勤務状況を常に把握することにより、改善を図ります。
- ・全ての職員は、日頃の仕事において、時間外勤務を縮減するよう意識し、周りの職員と声を掛け合って退庁するよう努めます。

これらの取り組みを通じて時間外勤務の縮減を図り、職員1年間の時間外勤務時間60時間以内の達成に努めます。（目標達成年度：平成31年度）
（目標基準年度：平成26年度 平均 71時間）

(3) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識の是正

- ・職員の仕事と子育ての両立を支援するためには、「育児よりも仕事が大事」といった職場優先の意識、「男は仕事、女は家庭・育児」といった固定的な役割分担意識を是正するため積極的に情報提供をし、職員に対する意識啓発に努めます。
- ・女性職員のキャリア形成を支援するための研修を実施するなど女性職員が更に活躍できる環境整備を行うとともに、セクシャルハラスメントの防止のための情報提供や意識啓発に努めます。

(4) 子育てをする職員を支援するための取組

- ・子育てに伴う負担が、幼児期のみならず小学校就学後においても大きなものとなっていることについて職場内における理解を深めるとともに、父親と母親との双方が協力して子育てを行うことについての意識啓発に努めます。
- ・子育てをする職員が自動車通勤を必要とする場合には、駐車場の利用について他の職員より優先させるなど配慮に努めます。

3. その他の次世代支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ・公共施設等について子どもの視点から利用しやすい環境整備を検討します。
- ・全職員が子どもを連れた来庁者に対する親切な応接対応等に努めます。



(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ・喜茂別町子ども・子育て支援事業計画の趣旨に沿って職員一人ひとりが、地域で行われている子ども会活動及び子ども・子育てに関する活動や地域の自主的な防犯活動、少年非行防止等の取組に積極的に参加するよう心がけます。

- ・職員が、地域の子育て活動に参加しやすい職場の雰囲気づくりを心がけ、職員の積極的な参加を支援します。
- ・小中学校との連携により学校へ職員を派遣し、職員の専門分野等を活かした子どもの学習活動の支援を実施できるよう検討します。

(3) 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ・子どもを事故から守るため地域の交通安全運動への職員の積極的な参加を支援します。
- ・交通安全講習会などを開催し、事故予防の徹底を図ります。

(4) 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- ・子どもを安全な環境で育てられるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動への積極的な参加を支援します。
- ・通学路や公園など子どもが利用する施設の安全等について点検を行い、安心して利用できる環境づくりを進めます。

(5) 学習機会等の提供による地域の教育力の向上

- ・職員に対し、家庭における子育てやしつけのヒント集等を活用し、家庭教育に関する情報提供を行い、家庭教育への理解と参画の促進を図ります。

